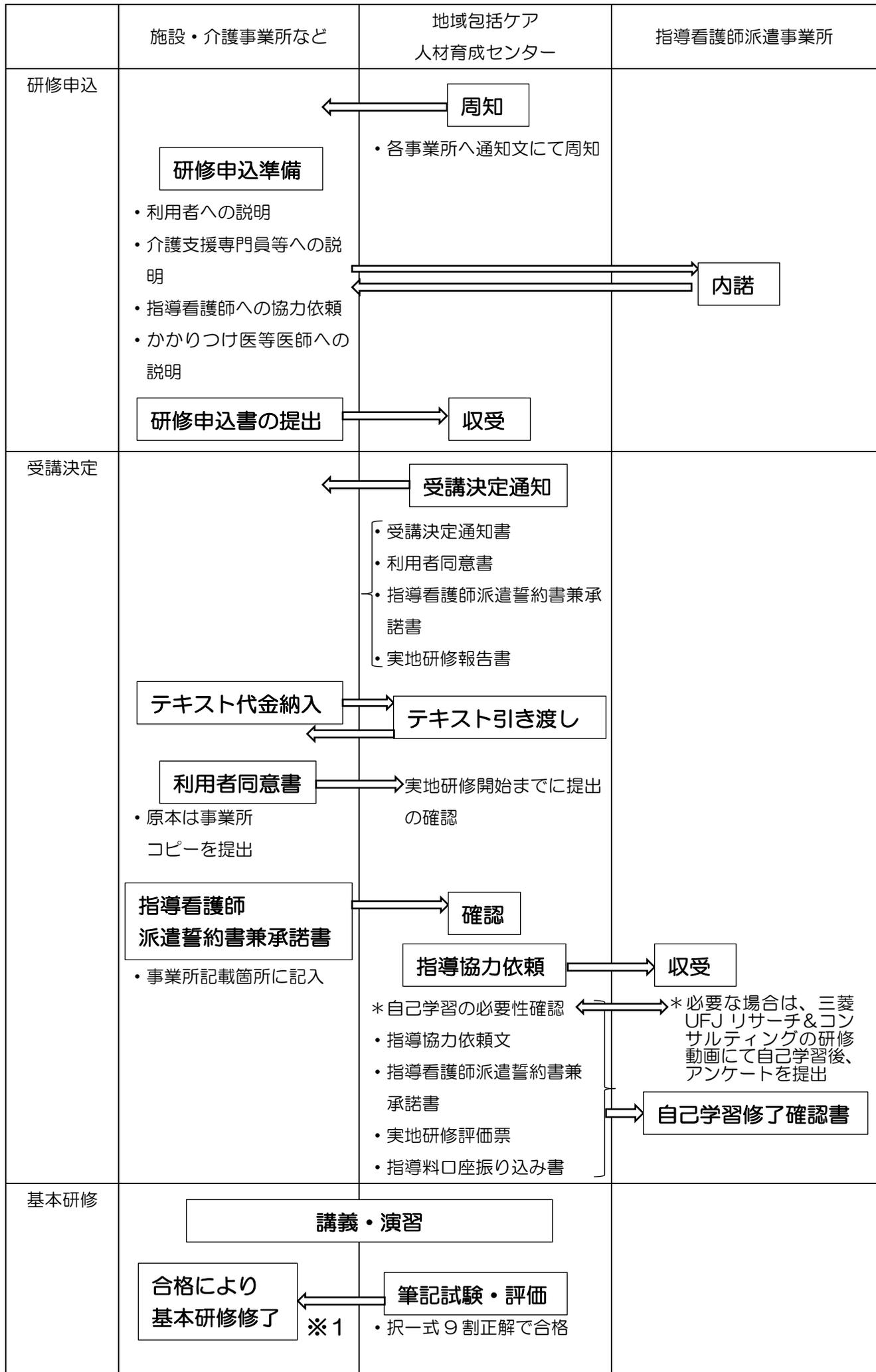
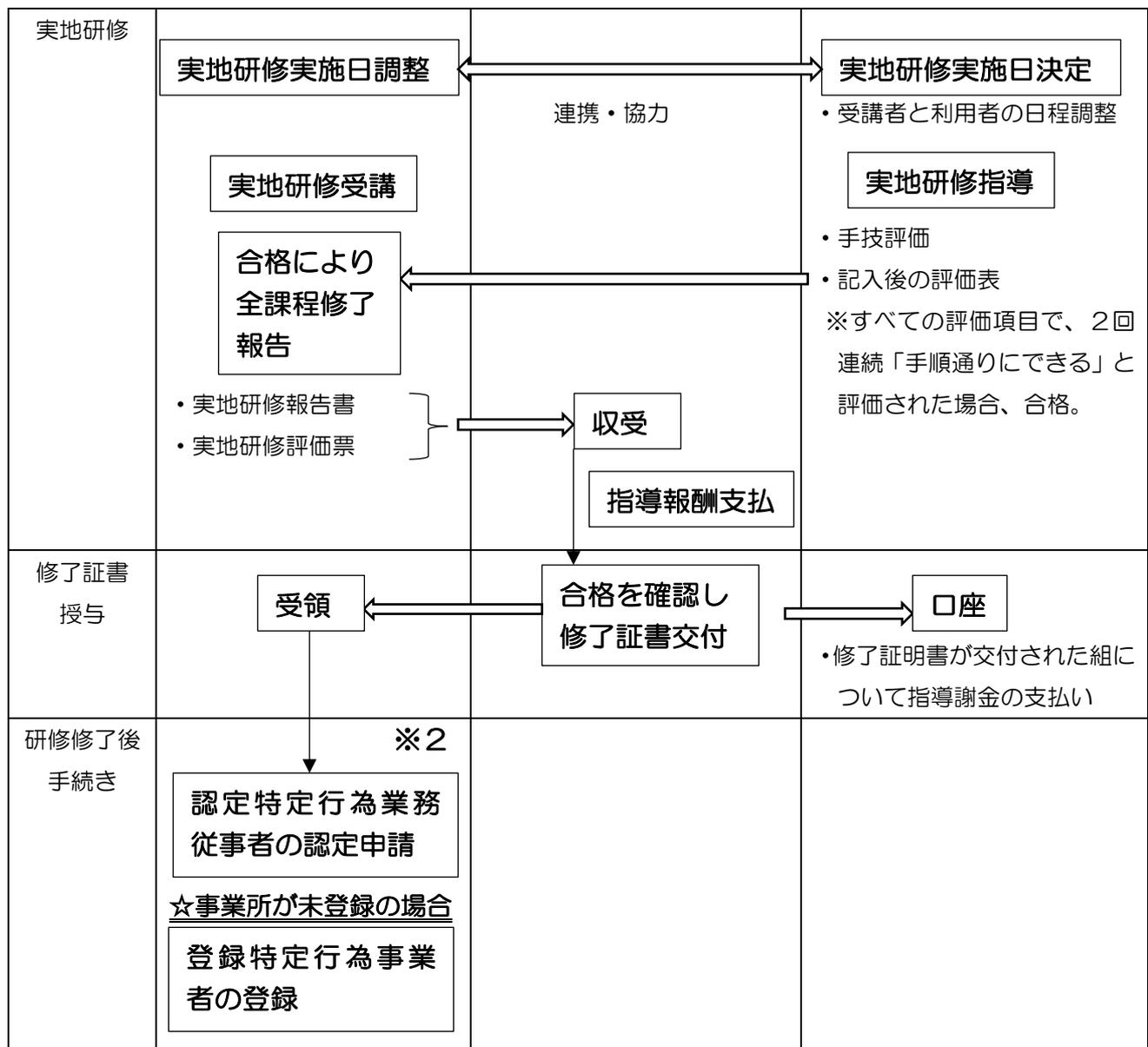


《 研修の申込から修了までの流れ 》





※1 基本研修修了後、特別の事情により（利用者の長期入院、死亡など）実地研修を受講できなかった場合は、基本研修まで修了したことを証明する「基本研修課程修了時確認書（特定の者対象）」を交付します。

※2 本研修を修了した介護職員等が、特定の個人に対してたんの吸引等を実施するためには、都から「認定特定行為業務従事者」としての認定を受けるとともに、事業所等は「登録特定行為事業者」として登録する必要があります。

申請に関する手続きについては、東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当のHPをご確認ください。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/jigyo/tankyuin/>)